



水戸市は創業するあなたを応援します

水戸市創業支援利子補給金



水戸市では、新産業、新事業の創出を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的として、創業のために必要な資金の融資を利用した方に対し利子補給を行い、創業時の資金繰りを支援します。



補給率

1%分



補給期間

3年間

対象になる創業融資

- 茨城県創業支援融資
- 茨城県女性・若者・障害者創業支援融資
- 日本政策金融公庫創業融資（国民生活事業）
- 水戸市と協定を締結した金融機関が行う創業融資



補給対象者

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です

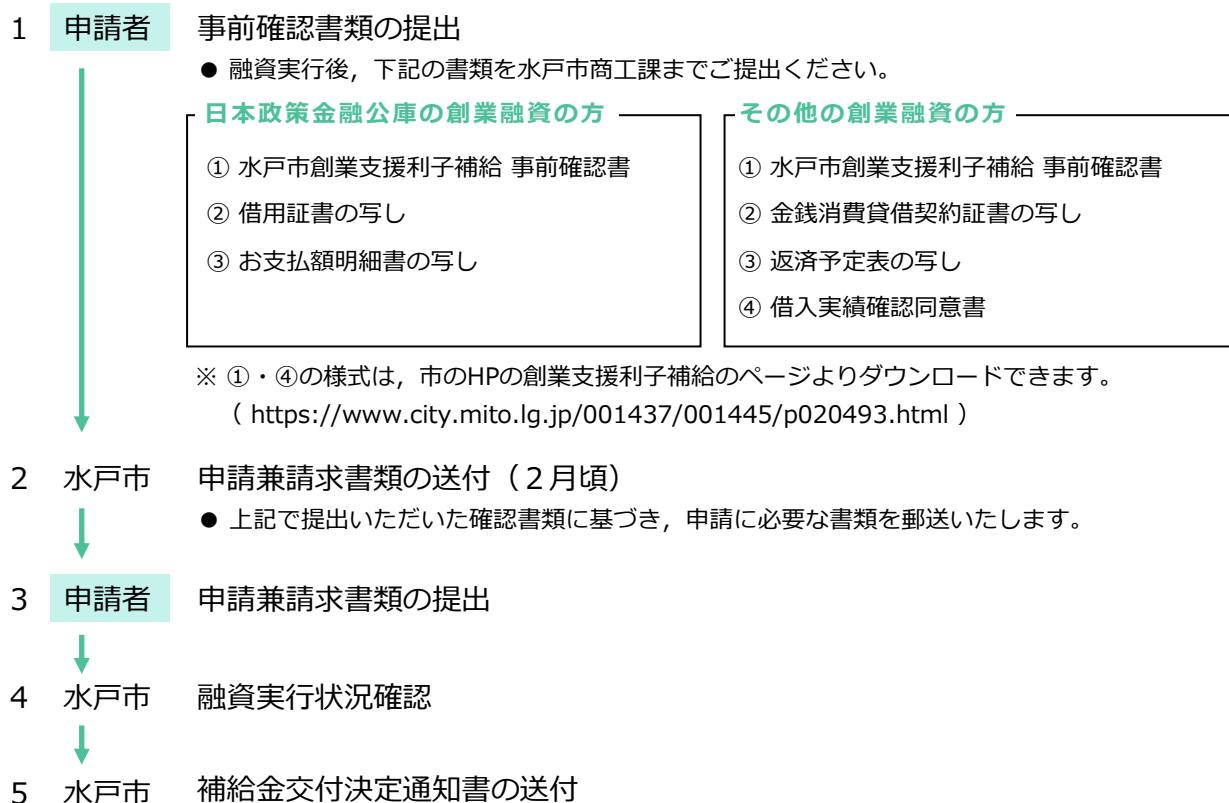
(1) 以下の①～③いずれかの条件に合致する方

- ① 事業を営んでいない個人（市内に住所を有する方）が新たに市内で事業を開始すること
- ② 事業を営んでいない個人が新たに会社を市内に設立し、当該新たに設立された会社が市内で事業を開始すること
- ③ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が市内で事業を開始すること

(2) 平成28年4月1日以後、かつ、創業に係る事業を開始した日から5年以内に、初めて創業融資を受けた方

(3) 市税の未納がない方

補給金交付申請の流れ



お問い合わせ

〒310-8610

水戸市中央1丁目4-1

水戸市 産業経済部 商工課 商工労政係

電 話 029-232-9185

FAX 029-232-9232

Email commerce@city.mito.lg.jp

